

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立期間①及び申立期間②のうち昭和 59 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社及び B 社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 1 日から平成 5 年 8 月 1 日まで

A 社及び B 社に勤務していた期間について、所持している家計簿と比較して、記録されている標準報酬月額が低額であるので正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②のうち昭和 59 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 56 年 8 月 1 日の随時改定で標準報酬月額が引き下げられ、当該期間においては、当該随時改定前の標準報酬月額より低額な標準報酬月額と記録されているが、申立人が所持する家計簿から、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額を上回る給与を支給されていたことが認められる。

また、申立人と同じ C 職であった旨回答している同僚二人は、昭和 56 年 8 月 1 日の随時改定で標準報酬月額が引き下げられているにもかかわらず、その所持する給与明細書から、当該期間において、随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人とは職種が異なるものの、同僚一人についても、申立人及び上記の二人の同僚と同様に昭和 56 年 8 月 1 日の随時改定でそれまでの標準報酬月額が引き下げられているにもかかわらず、その所持する給与明細書から、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、随時改定により標準報酬月額が引き下げられる前の昭和 56 年 7 月の標準報酬月額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述を得ることができないが、上記の事情により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記の事情により推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②のうち、平成元年 10 月 1 日から 5 年 8 月 1 日までの期間について、上記の家計簿から、申立人が、当該期間においても、オンライン記録における標準報酬月額を上回る給与を支給されていたことが認められる。

しかしながら、申立人と同じ C 職であったとする同僚を含む複数の者の給与明細書及び課税関係資料から、これらの同僚は、平成元年 10 月以降、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、申立人は給与明細書等の保険料控除額を確認できる資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていることがうかがわれる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年8月1日まで

C社からグループ企業であるA社に異動した際の申立期間が被保険者期間となっていないが、申立期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務（昭和39年5月21日にC社からA社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和39年8月1日に適用事業所となっており、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。しかしながら、A社の商業登記簿から、同社は昭和39年5月21日に設立されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社が適用事業所となった同年8月1日において厚生年金保険被保険者は31人であったことが確認できることなどから判断すると、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社は、申立期間において社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人の申立

期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

昭和31年7月5日から臨時社員としてA社に勤務し、35年に正規社員に登用後、平成8年6月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。申立期間の保険料も控除されていたはずなので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、事業主の回答、同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日にA社C事務所から同社B支所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社B支所は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではない。

しかしながら、A社は、同社B支所の設置年月日は昭和38年3月16日である旨回答している上、申立期間当時、同事業所は法人の事業所であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同事業所の新規適用時には250人を超える従業員がいたことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社B支所に係る適用の届出が遅れたために、申立人の厚生年金保険の資格取得日についても昭和38年4月1日となったと思われる旨

回答していることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで
母から「国民年金に加入したかったのにできなかった」と聞いていたので、20歳になったら加入するのが当然と思い加入した。加入手続を行った時期や払い始めた時期及び金額については覚えていないが、支所で手続し、自宅に来た集金人に毎月支払っていた。20歳から加入し支払っているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に国民年金保険料を毎月支払っていたとしており、申立人の国民年金への加入手続は昭和43年1月又は同年2月に行われていることが申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から確認できるところ、その加入手続時期からは、申立期間の保険料を遡って納付する必要があるが、申立人は保険料納付の開始時期、納付金額等の納付状況に関する記憶は明確でなく、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の住民票及び戸籍の記録から、申立人は出生より現在まで同一市に居住し、昭和54年6月に婚姻するまで氏名の変更がないことが確認できることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月

申立期間については、国民年金保険料の未納期間とされていたため、平成24年11月、国民年金保険料の後納制度により10年の時効成立前に保険料を納付した。申立期間当時、納付が遅れることはあっても、納付の時効にかからないように必ず納付していたため、申立期間の保険料について、納付の時効である平成16年12月までに納付されていたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間であるため記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い。

また、申立期間については、一緒に納付したとする申立人の妻の国民年金保険料も平成24年11月に後納制度により納付される前までは未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
昭和 44 年 8 月 1 日から 47 年 2 月 1 日までの期間において、A社B営業所（現在は、C社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びC社が保管する申立人に係る雇用保険の資料から、昭和 45 年 6 月 18 日から 46 年 3 月 7 日までの期間において、申立人は申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得の届出及び保険料控除について不明であると回答している上、同社が保管している申立人に係る昭和 46 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までに係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認でき、同年 4 月以降の給与について支給された記載は無い。

また、申立人の主張する入社日前後に申立てに係る事業所において厚生年金被保険者資格を取得し、雇用保険の記録を確認できた 25 人のうち 11 人は、雇用保険より遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、うち二人は、雇用保険より 3 年以上遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立てに係る事業所の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く欠番も見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。